

資料 3 目標とすることみ・資源排出量の算定方法

本計画では、第 5 章の図 5 - 2 及び図 5 - 3 で現状のごみ処理事業を継続した場合のごみ・資源排出量等を予測し、第 6 章における施策による減量効果を考慮して、第 7 章の表 7 - 3 及び表 7 - 4 で目標とすることみ・資源排出量等を算定しています。

本資料では、第 5 章及び第 7 章における詳細な推計方法を説明します。

1 現状のごみ処理事業を継続した場合

(1) ごみ・資源排出量等

令和 5 年度の実績値に当該年度の人口係数を乗じて令和 6 年度から令和 9 年度までの各年度のごみ排出量を推計しました。

例えば、収集可燃ごみは、令和 5 年度実績 10,019 t に、令和 5 年度を 1 とした令和 9 年度の人口係数 1.0084 を乗じて 10,103 t と予測しました。

計算式：ごみ・資源量 = 各項目令和 5 年度実績 × 令和 5 年度を 1 とした人口係数

例：令和 9 年度の収集可燃ごみ

$$10,019 \text{ t} \times 1.0084 \div 10,103 \text{ t}$$

(小数点以下第 1 位四捨五入)

(2) 資源化量

ア エコセメント以外

各年度の資源量は、第 5 章の図 5 - 2 に示した収集資源量の可燃性資源量又は不燃性資源量に、令和 5 年度の収集資源量に占める品目別の割合を乗じて推計しました。

例えば、不燃性資源量の収集量は、令和 5 年度実績 1,800 t、そのうち容プラの量は 709 t で、割合にすると 39.39% になります。各年度の不燃性資源量の収集量に 39.39% を乗じて容プラの資源量を推計しました。

計算式：資源化量 = 各年度の可燃性資源量 × 令和 5 年度の収集資源量に占める品目別の割合

例：令和 9 年度の容プラ $1,815 \text{ t} \times 39.39\% \div 715 \text{ t}$

(小数点以下第 1 位四捨五入)

イ エコセメント

エコセメントの予測については、令和5年度の実績値に、当該年度の人口係数及び一定の割合を乗じて推計を行いました。

2 施策によるごみ減量効果

(1) 適正排出による減量効果

令和5年度の多摩地域26市の市民1人1日当たりの資源化量を比較すると、本市の資源化量は218.1g/人日で、多い順から12番目になります。一方、上位10市の平均は236.0g/人日で、本市より17.9g/人日多くなっています。

資源化量については、上位10市平均を目指すこととします。上位10市と本市の市民1人1日当たりの資源化量の差である17.9g/人日に人口を乗じて、年間資源化量に換算すると465.0tになります。令和5年度のごみ組成分析調査によると、本市の収集ごみ(可燃ごみ・不燃ごみ)に含まれている資源化可能物は推計で1,556.0tであり、465.0tは1,556.0tの29.9%に相当します。

本計画においても前計画と同様に令和6年度から10年間で収集ごみ(可燃ごみ・不燃ごみ)から資源へ30.0%移行することを目指します。

そのため、次の(2)「発生抑制による減量効果」で算出した各年度の収集ごみ(可燃ごみ・不燃ごみ)から現状でごみに含まれている資源化可能物の割合を1とした際、そこから毎年3%ずつ適正排出が推進されることとし、令和6年度から4年後の令和9年度には収集ごみ(可燃ごみ・不燃ごみ)から資源へ12%移行することを目指します。

表資3-1 適正排出による減量効果の算定

市民1人1日当たりの資源化量 (g/人日)	1	小 金 井 市	260.9	
	2	国 分 寺 市	255.0	
	3	武 蔵 野 市	239.1	
	4	東 村 山 市	237.0	
	5	調 布 市	233.8	
	6	羽 村 市	232.1	
	7	昭 島 市	227.1	
	8	立 川 市	226.5	
	9	西 東 京 市	225.7	
	10	東 久 留 米 市	223.2	
		上位10市平均		236.0
	12	武 蔵 村 山 市	218.1	
	上位10市平均と本市との差		17.9	
本市の人口(人)(令和5年10月1日現在)			70,982	
上位10市と本市との差の年間資源化量換算(t/年)			465.0	
令和5年度ごみ組成分析調査におけるごみに含まれる資源化可能物の量(t/年)			1,556.0	
上位10市平均の資源化量を達成するために、資源として回収する資源化可能物の割合(%)			29.9	

(2) 発生抑制による減量効果

令和5年度の多摩地域26市の市民1人1日当たりの収集ごみ（可燃ごみ・不燃ごみ）の量を比較すると、本市の収集ごみ量は573.3g/人日で、多い順から6番目になります。

一方、上位10市の平均は511.1g/人日で、本市より62.2g/人日少なくなっています。

収集ごみ量原単位（市民1人1日当たりの収集ごみ量）についても、上位10市平均を目指すこととします。上位10市と本市の市民1人1日当たりの収集ごみ量の差である62.2g/人日に人口を乗じて、年間収集ごみ量に換算すると1,617.0tになります。

令和5年度の、本市の収集ごみ（可燃ごみ・不燃ごみ）量は14,894.0tであり、1,617.0tは14,894.0tの約10.9%に相当します。

本計画においても前計画と同様に令和6年度から10年間で収集ごみ（可燃ごみ・不燃ごみ）量の11%減量することを目標とし、令和6年度から4年後の令和9年度には収集ごみ（可燃ごみ・不燃ごみ）から4%減量することを目指します。

表資3-3 家庭ごみ有料化による減量効果の算定

市民1人1日当たりの収集ごみ量 (g/人日)	1	府中市	488.8
	2	立川市	498.6
	3	西東京市	508.7
	4	清瀬市	510.3
	5	東村山市	512.5
	6	日野市	513.9
	7	東久留米市	515.2
	8	多摩市	519.8
	9	東大和市	520.3
	10	稲城市	522.5
	上位10市平均		511.1
	21	武蔵村山市	573.3
	上位10市平均と本市との差		62.2
本市の人口（人）（令和5年10月1日現在）			70,982
上位10市と本市との差の年間排出量換算（t/年）			1,617.0
令和5年度の本市の収集ごみ排出量			14,894.0
減量すべき収集ごみの排出割合（%）			10.9

3 目標とすゝごみ・資源排出量など

(1) ごみ・資源排出量

ア 収集可燃ごみ

収集可燃ごみは、現状のごみ処理事業を継続した場合のごみ量に発生抑制による減量効果を差し引き、その上で適正排出による減量効果を差し引いて推計しました。

例えば、令和9年度の現状のごみ処理事業を継続した場合の収集可燃ごみは、10,103tです。

令和9年度には発生抑制4%を見込んでいるため、10,103tに96%を乗じた発生抑制後のごみ量は9,699tとなります。

令和5年度に実施したごみ組成分析調査により、この中には可燃性資源が726t、不燃性資源が4t、容プラが692t及び拠点回収品目が3t含まれており、その12%に当たる可燃性資源が87t及び容プラが83t適正排出により減量され、収集可燃ごみは9,529tとなります。

計算式： 目標ごみ量 = $A \times (1 - B) - (C1 \times D + C2 \times D + C3 \times D + C4 \times D)$

A：現状のごみ処理事業を継続した場合のごみ量

B：当該年度の発生抑制による減量率

C1：ごみに含まれる可燃性資源の量

(発生抑制後のごみ量に7.4900%を乗じて推計)

C2：ごみに含まれる不燃性資源の量

(発生抑制後のごみ量に0.0400%を乗じて推計)

C3：ごみに含まれる容プラの量

(発生抑制後のごみ量に7.1320%を乗じて推計)

C4：ごみに含まれる拠点回収品目の量

(発生抑制後のごみ量に0.0300%を乗じて推計)

D：当該年度の適正排出による減量率

例：令和9年度の収集可燃ごみ

$$10,103t \times (1 - 4\%) - (726t \times 12.0\% + 4t \times 12.0\% + 692t \times 12.0\% + 3t \times 12.0\%) \div 9,529t$$

(小数点以下第1位四捨五入)

イ 収集不燃ごみ

収集不燃ごみは、収集可燃ごみと同様の方法で推計しました。

$$\text{計算式： 目標ごみ量} = A \times (1 - B) - (C1 \times D + C2 \times D + C3 \times D + C4 \times D)$$

A：現状のごみ処理事業を継続した場合のごみ量

B：当該年度の発生抑制による減量率

C1：ごみに含まれる可燃性資源の量

(発生抑制後のごみ量に3.1100%を乗じて推計)

C2：ごみに含まれる不燃性資源の量

(発生抑制後のごみ量に6.7400%を乗じて推計)

C3：ごみに含まれる容プラの量

(発生抑制後のごみ量に0.7600%を乗じて推計)

C4：ごみに含まれる拠点回収品目の量

(発生抑制後のごみ量に6.9800%を乗じて推計)

D：当該年度の適正排出による減量率

例：令和9年度の収集不燃ごみ

$$486t \times (1 - 4.0\%) - (15t \times 12.0\% + 31t \times 12.0\% + 4t \times 12.0\% + 33t \times 12.0\%) \div 457t$$

(小数点以下第1位四捨五入)

ウ 収集粗大ごみ・鉄製粗大等・有害物・持込ごみ・集団回収

収集粗大ごみ・鉄製粗大等・有害物・持込ごみ・集団回収は、現状のごみ処理事業を継続した場合のごみ量に発生抑制による減量効果を差し引いて推計しました。

例えば、令和9年度の現状のごみ処理事業を継続した場合の収集粗大ごみは329tで、令和9年度の発生抑制を4%と見込んでいるため、329tに96%を乗じた316tとなります。

$$\text{計算式：目標ごみ・資源量} = A \times (1 - B)$$

A：現状のごみ処理事業を継続した場合のごみ量

B：当該年度の発生抑制による減量率

$$\text{例：令和9年度の収集粗大ごみ } 329t \times (1 - 4\%) \div 316t$$

(小数点以下第1位四捨五入)

エ 可燃性資源・不燃性資源

可燃性資源・不燃性資源は、現状のごみ処理事業を継続した場合のごみ量に発生抑制による減量効果を差し引き、収集可燃ごみ・収集不燃ごみの適正排出による減量分を加えて推計しました。

例えば、令和9年度の現状のごみ処理事業を継続した場合の可燃性資源量は2,217tで、そのうち令和9年度の発生抑制を4.0%と見込んでいるため、2,217tに96.0%を乗じた2,128tとなります。これに収集可燃ごみから適正排出された可燃性資源87tと収集不燃ごみから適正排出された可燃性資源2tを加えて、2,217tとなります。

計算式： 目標ごみ量 = {A × (1 - B)} + C + D

A：現状のごみ処理事業を継続した場合のごみ量

B：当該年度の発生抑制による減量率

C：収集可燃ごみから適正排出された量

D：収集不燃ごみから適正排出された量

例：令和9年度の可燃性資源 $2,217t \times (1 - 4.0\%) + 87t + 2t$
 $\approx 2,217t$

(小数点以下第1位四捨五入)

(2) 資源化量

各年度の資源量は、表7-3に示した収集資源量に、令和5年度の収集資源量に占める品目別の割合を乗じて推計しました。例えば、容プラは、各年度の不燃性資源の収集量に39.39%を乗じて推計しました。

計算式：資源化量 = 資源量 × 令和5の収集資源量に占める品目別の割合

例：令和9年度の容プラ $1,833t \times 39.39\% \approx 722t$

(小数点以下第1位四捨五入)